

令和 8 年度 JBC 共同広報 企画提案依頼書

令和 8 年3月 2 日

JBC 実行委員会

1. 募集事項

1.1 業務名

令和 8 年度 JBC 共同広報

1.2 事業の背景

JBC 競走は、ダート競走の魅力向上を通じて、地方競馬の発展および競走馬の生産振興を図ることを目的に、生産者主導のもと、平成 13 年(2001 年)に創設された。

令和 2 年(2020 年)に 2 歳カテゴリとして JBC2 歳優駿 JpnIII を新設。JBC クラシック JpnI・JBC スプリント JpnI・JBC レディスクラシック JpnI と併せて四つのダートグレード競走によって構成される。JRA を含め全国から有力馬が集結し、各カテゴリの頂点を決することから“ダート競馬の祭典”として、地方競馬はもちろん、JRA を含めた全国の競馬ファンに広く親しまれている。

第 26 回となる令和 8 年(2026 年)の JBC 開催は、11 月 3 日(祝火)に行われる。JBC クラシック・スプリント・レディスクラシックの 3 競走は金沢競馬場(令和 3 年(2021 年)以来 3 回目)で、JBC2 歳優駿は引き続き門別競馬場で開催となる。

1.3 事業の目的

JBC 競走は“ダート競馬の祭典”である。四つのダートグレード競走が行われ、最強馬が同じ日に揃って決することから、競馬ファンはもちろん、厩舎関係者にとっても一年に一度のビッグイベントである。

本業務の目的は、我が国の競走で唯一無二と言える、この JBC の魅力について、JRA を含む全国の競馬ファンに対し徹底的に訴求し、JBC 競走への参加を促すことで、開催主催者が定める売上目標および利用者数目標を達成することである。

1.4 発注者

JBC 実行委員会

1.5 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月末(予定)

1.6 実施場所

石川県内・北海道内 ほか

1.7 契約の相手方の選定方法

公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有した最も適格と判断される事業者を選定し、業務委託候補者とする。

2. 本業務の内容

2.1 広報コンセプト

競馬ファンが胸を躍らせるダート競馬の祭典 JBC 競走ならではの魅力を、2 場の共催感・一体感の醸成を図りつつ、生産者主導の競走という特性を踏まえ、発信する。また地方競馬では 2028 年から段階的に全ダートグレード競走の国際競走化を目指す中で、JBC はダートの頂上決戦と言えるレースであり、そのブランド価値向上に努める。

(参考)

令和 6 年能登半島地震の発生から 2 年。競馬場のある金沢市内でも震度 5 強の揺れが観測され、冬季休催中ではあったものの、場外発売の入場再開に約 1 か月半、通常の体制に戻るのに 2 カ月以上を要した。そして令和 6 年から現在に至るまで、金沢競馬は「能登復興支援シーズン」として、各種の被災地支援活動を展開している。今回の金沢競馬場での JBC 開催は、地域社会に元気を与え、復興の希望の光となることを目指すものになる。

2.2 広報メインターゲット

JRA ネット投票会員およびその他すべてのネット投票会員

2.3 広報期間

令和 8 年 8 月下旬※～11 月 3 日(祝火)

※JBC2026 特設サイトの公開を、例年と同様に 8 月下旬を予定している。

2.4 コミュニケーション戦略の方針

JBC に対する競馬ファンの関心は、優勝馬に JBC 競走の優先出走権が与えられる Road to JBC(9/30 日本テレビ盃、10/1 マリーンカップ、10/6 レディースプレリユード、10/7 ジャパンダートクラシック、10/8 東京盃、10/12 マイルチャンピオンシップ南部杯の 6 競走)の開催から徐々に高まり、JBC 競走の枠順が確定すると急速に上昇し、レース当日(11/3)にピークに達する。

これらの点を念頭に置いた上で、JBC 競走当日の売上及び利用者数の拡大が期待できる最適なコミュニケーション戦略のもと、各種広報施策を提案すること。

2.5 必須事業

1.3 事業の目的を十分に理解の上、以下に記載する広報施策等について、それぞれ最適と思われる方法を提案すること。

(1)コミュニケーション戦略の企画立案

本業務の目的を達成する上で、最適と思われるコミュニケーション戦略を企画立案すること。また当該コミュニケーション戦略を提案するに至った根拠をできるだけ具体的に提示すること。

(2)JBC2026 ロゴの制作

全国の競馬場の持ち回りによって開催される点も JBC 競走の特徴の一つであり、2018 年の京都開催以降、その年ごとにロゴを制作してきたところである(ただし、2019 年の浦和開催では制作せず)。

JBC2026 においてもロゴを新たに制作することとし、その年の特質を掴んだ魅力的なデザインを提案すること。



JBC2025 (船橋・門別)



JBC2024 (佐賀・門別)



JBC2023 (大井・門別)



JBC2022 (盛岡・門別)

(3)キービジュアルの制作

コミュニケーション戦略に適したキービジュアルについて、JBC 版と Road to JBC 版の 2 種類を制作すること。(広報キャッチコピー、WEB バナー、ポスター、その他の各種制作物など)。

(4)インターネット広報事業

① JBC2026 特設サイトの構築および運用

JBC 競走の魅力を経馬ファンに対して効果的に訴求し、JBC 競走への参加につながる特設サイトを構築(デザイン制作からコーディング作業まで構築に係る業務一式)および運用すること。

開催日程や実施概要などの基本情報を掲載するほか、データ分析などの予想参考情報については、NAR や主催者のコンテンツの活用を含め、既存サイトとの役割分担を明確にしたうえで、事業効果の最大化に努めること。

なお、過去の JBC 特設サイトやダートグレード競走特設サイトのほか、有馬記念のようなビッグレースで JRA が公開している専用ページ、他種競技のグランプリページなどについても、十分に研究を行った上で提案を行うこと。

さらに、ブラウザ検索からの流入を念頭に置いたサイトレイアウトや meta 情報のほか、Google サーチコンソールの対応など、SEO(検索エンジン最適化)の考え方も取り入れた上で、本サイトを構築すること。

この他、keiba.go.jp ドメイン配下への WEB 公開作業および公開後の運用業務においては、JBC 実行委員会事務局が指定する事業者と別途調整の上、対応すること。

② JRA ネット投票馬券購入キャンペーン

JRA ネット投票会員を対象に、JBC 競走の馬券購入を応募条件とする WEB キャンペーンを実施すること(キャンペーンページの制作、事務局の設置、応募数の集計、賞品準備、賞品発送などキャンペーンに係る業務一式)。

また、本施策の性質上、ネット投票の会員情報との照会が行えないことから、応募に際して、購入履歴照会画面のスクリーンショットの添付が必要となることに留意すること。

なお、これまでの実績により、賞品設定の仕方を“購入金額[少]⇒賞品金額[小]&当選数[多]”とするよりも“購入金額[多]⇒賞品金額[大]&当選数[少]”とした方が、費用対効果が高くなることが分かっている。

③ WEB 広告、WEB キャンペーン

JBC の開催告知および JBC 特設サイトへの誘因、JBC 競走への参加を目的に、WEB 広告、WEB キャンペーン、netkeiba を活用した広報などを実施すること(昨年まで実施してきた地方競馬ファン投票は実施想定無し)。地方競馬および JRA のファンに対して有効とされる属性情報を分析した上で、CM 動画を用いた動画広告やレース情報に関する静止画バナー広告、SNS キャンペーンなど、最も効果的と思われるものを提案すること。

(5)スポーツ新聞における馬柱広告等

JBC4 競走(JBC クラシック・JBC スプリント・JBC レディースクラシック・JBC2 歳優駿)の馬柱などを掲載すること。掲載媒体は、日刊紙 7 紙(日刊スポーツ、スポーツニッポン、サンケイスポーツ、デイリースポーツ、スポーツ報知、中日スポーツ、東京スポーツ)を基本とする。この 7 紙に加え、効果的と考える場合は他紙への出稿も可とする。

また、通常と異なる特別な出稿方法(別刷りや4面構成など)の提案も可とする。なお、JBC4 競走を除く、開催場(金沢競馬・門別競馬)におけるその他の競走の馬柱については、当該主催者および JBC 実行委員会事務局と別途調整の上対応すること。

なお一般層に向けた一般紙(県紙等)についても、JBC の開催告知を目的に効果的と思われる場合には提案を採用することがある。

(6)JBC4 競走に係る競馬生中継番組の放映等

これまで、JBC 競走では、全国の競馬ファンに向けた視聴チャンネルの一つとして、BS11 等でテレビ生中継を行ってきたところである。

そこで、本年度も全国ネットでの広報施策の一つとして、JBC4 競走に関する生中継のテレビ番組を撮影・制作し、放映・配信すること。

(7)プロモーションビデオの制作及びテレビ CM 出稿

コミュニケーション戦略およびキービジュアルに連動したプロモーションビデオ(テレビCM映像)を制作すること。競馬テレビ番組前後やスポットでのテレビCM出稿、インターネット動画広告、競馬場内ITVなどで放映し、JBC開催を広く告知すること。

① プロモーションビデオの内容

次の2種類のプロモーションビデオを作成すること。

a Road to JBC 版

9月30日(水)日本テレビ盃、10月1日(木)マリーンカップ、10月6日(火)レディスプレリウド、10月7日(水)ジャパンダートクラシック、10月8日(木)東京盃、10月12日(祝月)マイルチャンピオンシップ南部杯から成るRoad to JBC 6競走の開催情報の告知のほか、その先にJBC開催があることを明確に表現するとともに、JBC競走に向けた期待感の醸成を図ること。

b JBC 版

JBC競走当日は、カテゴリ分けされた四つのダートグレード競走が開催され、国内ダート最強馬が揃って決することとなる。まさに“ダート競馬の祭典”と言えるJBCは、競馬ファンはもちろん、生産者、馬主、調教師、騎手などの厩舎関係者にとっても、年に一度のビッグイベントである。

JBC版のプロモーションビデオでは、我が国の競走で唯一無二と言える、これらJBCの魅力について、JRAを含むすべての競馬ファンに対して最大限効果的に訴求し、JBCへの参加意欲(馬券購入)の醸成を図ること。

② プロモーションビデオの尺

30秒を基本とする。ただし、提案する広告出稿の内容に応じて、30秒に加えて15秒・6秒など異なる尺のものを追加制作すること。

③ テレビCM放映日

テレビCMの放映日は、下記に示した昨年度の実績を参考にしつつ、最適と思われる放映回数、放映量を提案すること。

a 昨年度実績(JRAのテレビ中継日)

:10月25日(土)、26日(日)

b その他の効果的と思われる日

④ テレビCM出稿媒体

テレビCMの出稿媒体は次のとおり。

・地上波 JRA中継前後(フジテレビ系列、テレビ東京系列のテレビ局)

- ・BS JRA 中継前後(ウイニング競馬、BS イレブン競馬中継、BS スーパーKEIBA)
- ・地上波 JRA バラエティ番組内又は前後(フジテレビ系列、テレビ東京系列のテレビ局)
- ・その他効果的と思われる媒体

⑤ ラストカット(“ぶら下がり”)

放映日や放映局に応じて、ラストカットの内容を適宜調整できるものとする。

(8)ポスターの制作等

地方競馬場、JRA競馬場、場外発売所、その他の競馬関連施設において、掲出し、既存の競馬ファンに向けた広報施策として実施する。

① デザイン

コミュニケーション戦略とキービジュアルと連動させた形で、「Road to JBC 版」と「JBC 版」の 2 種類を制作すること。

② ポスター制作枚数

「Road to JBC 版」と「JBC 版」のそれぞれについて、JRA 関連施設(B1)120 枚、地方競馬関連施設(B2)450 枚を制作すること。()内はポスターサイズ。

③ 納品予定日

納品予定日はそれぞれ下記のとおり。

Road to JBC 版:9 月 24 日(木)頃

JBC 版:10 月 8 日(木)頃

④ 納品箇所数

納品箇所数はそれぞれ下記のとおり。

JRA関連施設(B1):約 50 か所

地方競馬関連施設(B2):約 110 か所

⑤ その他

制作枚数や納品日の変更については、JBC 実行委員会事務局と協議の上、柔軟に対応すること。また、必要に応じて、デジタルサイネージ導入場へのデジタルデータ提供や、主催者個別の費用負担による増刷にも適宜対応すること。

(9)雑誌出稿

『週刊競馬ブック』および『週刊 Gallop』において、JBC 競走直前の発行号で、JBC4 競走の馬柱広告(調教タイムなどの予想情報を含む)に係る出稿を行うこと。『週刊競馬ブック』ではこれに加えてキービジュアルを活用した開催告知および JBC 競走の見どころ(出走予定馬情報や展望など)に係る出稿を行うこと。

また、11 月発行号の『優駿』において、JBC 競走の見どころ(出走予定馬情報や展望など)

に係る出稿を行うこと【予定】。

(10)ノベルティ制作等

地方競馬関連施設などで実施するイベントのインセンティブなどで利用されるノベルティを制作し、指定された配布先に納品すること。ノベルティの種類は一つ以上とし、JBC キャップは必ず制作すること。

(11)馬産地に向けた広報活動

JBC 競走が生産者主導の競走であることに鑑み、競走馬生産関係者に対しても、JBC 競走の魅力発信とPRを行うこと。過去の実施実績を鑑み、効果的と思われるものを提案すること。(過去実績:馬産地に発信力のある「うまレター」との連携企画、セリ名簿への広告出稿、競走馬セール会場でのPR、馬事通信への出稿など)

(12)本業務の進捗管理

プロジェクトリーダーを中心に、本業務に係る進捗管理を徹底し、発注者または発注者が指定した担当者に対して、定期的かつ緻密に報告・連絡・相談を行い、業務の円滑な進行に最大限努めること。

(13)業務報告書の提出

令和8年11月末日までに、各種広報施策に関する効果検証と総論をまとめた報告書を提出すること。

また、報告書の制作にあたっては、すべての制作物に関するエビデンスを付すとともに、アクセス状況や配布枚数、配布先、出稿日等の数字的根拠についても、詳細に記載すること。

(14)その他

下記の施策および費用においては、JBC 実行委員会事務局と調整の上、当該事務局が指定する事業者と連携し、実施すること。

- ・keiba.go.jp ドメイン配下における JBC 特設サイトの公開・運用業務
- ・JBC 競走優勝賞品(優勝カップ・肩掛け・馬着)の制作・納品
- ・JBC 優勝馬の馬着デザインの制作
- ・レーシングプログラムの制作
- ・WEB ハロンに係る撮影・取材・執筆
- ・JBC4 競走の調教 VTR 制作・編集費
- ・継続情報発信費(X、Facebook アカウント運用費等)・取材費
- ・NRS 事務手数料
- ・その他 JBC 実行委員会が指定する業務

2.6 任意提案

予定事業費の範囲内外を問わず、「2.5 必須事業」で示した施策のほかに、事業目的の達成に効果的と思われる施策があれば、自由に提案できるものとする。有益な提案と判断されたものがある場合には、本事項とは別に採用することがある。

2.7 社会情勢に急激な変化が生じた場合の柔軟な対応について

社会情勢の変化等により、契約期間中に実施施策等の軌道修正の必要が生じる可能性がある。受託者においては、当初の企画内容を基本としながらも、契約金額の範囲内で実施内容の調整・変更が生じる場合があることを事前に了承の上、広報施策の変更など柔軟に対応し、本業務が持つ役割・機能を十分に果たせるよう最大限努めること。

3. 応募資格

3.1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 地方競馬主催者、地方競馬全国協会から取引停止の措置を受けている期間中の者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(2) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一)により、契約の種類が「役務の提供等」において、等級がAに格付けされている者であること。

(3) 公募及び企画提案依頼書に記載した必要な手続きを行った者であること。

(4) 令和5年度以降に、各種公営競技の団体又は主催者が行う広報業務で、本業務と同規模(内容、金額)相当のものを受託した実績があること。

(5) 別紙様式第3号「暴力団排除に関する誓約事項」について同意する者であること。

3.2 共同提案について

上記3.1に定められた資格等を全て満たす一事業者を代表とする場合は、複数事業者による共同提案の形でも参加も可とする。

4. スケジュール

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 4.1 企画提案募集開始 | 令和8年3月2日(月) |
| 4.2 企画提案に関する説明会(参加予定者必須) | 令和8年3月10日(火) |
| 4.3 企画提案書の作成等に関する質問受付期限 | 令和8年3月16日(月) |

4.4 企画提案書の作成等に関する質問への回答日	令和 8 年 3 月 19 日(木)
4.5 企画提案書の提出期限	令和 8 年 4 月 13 日(月)
4.6 一次選考結果通知(二次選考参加可否決定)	令和 8 年 4 月 17 日(金)
4.7 二次選考(プレゼンテーション)	令和 8 年 4 月 27 日(月)
4.8 決定通知	令和 8 年 4 月 30 日(木)
4.9 契約締結及び業務開始	令和 8 年 5 月以降

5. 応募方法

5.1 企画提案に関する説明会(参加予定者必須)

- (1)実施日 令和 8 年 3 月 10 日(火) 14 時 00 分から 1 時間程度
- (2)実施場所 WEB 会議
- (3)その他 出席の事前連絡が必要。当日までに事務局よりメールにて、会議 URL を発行。

5.2 企画提案書作成等に関する質問の受付

応募に関する質問を以下のとおり受け付ける。ただし企画提案に必要な媒体の具体的な内容や評価基準等の質問については、公平性の確保及び公正な選考の観点から受け付けない。

- (1)受付期限 令和 8 年 3 月 16 日(月) 17 時まで
- (2)受付方法
 - ① 原則、電子メールのみとする。
 - ② 電子メールの送付先(アドレス)は以下のとおり。
pr@nar.keiba.go.jp
(JBC 実行委員会事務局 地方競馬全国協会企画部広報課 関口・藤原)
 - ③ 電話や口頭、受付期間外での質問については、軽微な確認事項以外は受け付けない。
- (3)回答方法 質問に対する回答は、令和 8 年 3 月 19 日(木)までに提案の意思を示した全ての事業者へ電子メールで行う。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともあるが、その場合はその旨を連絡する。

5.3 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、提案書作成要領に則った企画提案書を作成の上、別紙様式第 2 号及び精緻な費用概算見積書を提出すること。

- (1)提出期限 令和8年4月13日(月)17時まで
- (2)提出先 JBC 実行委員会事務局
地方競馬全国協会企画部広報課 関口・藤原 (TEL 03-3583-6843)
(東京都港区六本木一丁目9番10号アークヒルズ仙石山森タワー43階)
- (3)提出方法 次のいずれかの方法による。
- ① 手交 … 予め電話連絡の上行うこと。
 - ② 郵送 … 予め郵送する旨を電話連絡の上、外包に「令和8年度JBC 共同広報 企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
また、提案書のデータを電子メールにて1式提出すること。

6. 業務委託候補者の選考

6.1 業務委託候補者の選考方法

JBC 実行委員会事務局が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、総得点が満点の6割以上の提案者の中から最も優れていると判断される事業者を一者選定し、業務委託候補者とする。

企画提案応募者が一者の場合でも、総得点が満点の6割以上となった場合においては、業務委託候補者とする。

6.2 一次選考

上記選定委員会において企画提案書のみによる一次選考を行い、二次選考(プレゼンテーション)に参加できる者を選定し、令和8年4月17日(金)17時までに通知する。

6.3 プレゼンテーション実施日時等

(1)実施日 令和8年4月27日(月)10時から(予定)

(2)実施場所 金沢競馬場 予定

6.4 プレゼンテーション実施方法等

(1)一応募者当たりの持ち時間は40分(説明30分・質疑応答10分)とし、JBC 実行委員会事務局が指定した時刻から順次、個別に行うものとする。

(2)事前に提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行うこと。

(3)プロジェクターやモニター等の機材を用いてプレゼンテーションを行う場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。また、これらの機材に関しては、企画応募者が用意すること。

6.5 選考結果の通知

- (1)通知日 令和 8 年 4 月 30 日(木)
- (2)通知方法 全ての企画提案応募者に対して、電子メールで個別に通知する。
- (3)その他 審査及び選考結果に関する質問には応じない。

7. 評価基準・配点

下記の審査項目及び配点(合計 100 点)により評価する。一次選考を実施する場合においても、当該審査項目及び配点に基づき評価する。

- (1) コミュニケーション戦略に係る評価(配点 20 点)
- (2) キービジュアルに係る評価(配点 20 点)
- (3) コミュニケーション戦略及びキービジュアルに基づく広報媒体選定等の評価(配点 40 点)
- (4) 業務の実施体制及び事業の効率化(費用割合は適切かどうか)の評価(配点 20 点)

8. 予定事業費

192,279,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

9. 失格事由

9.1 次のいずれかに該当する場合は、企画提案応募者を失格とする。

- (1)企画提案書に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2)本企画提案書で定める事項に従っていない場合
- (3)同一の応募者が内容の異なる 2 つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4)企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5)民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗違反)、第 93 条(心裡留保)、第 94 条(虚偽表示)又は第 95 条(錯誤)に該当する提案を行った場合
- (6)発表済みの内容と酷似した提案を行った場合

9.2 その他

- (1)企画提案書等の提出を取り下げる場合には、速やかに「取下願」(別紙様式第 4 号)を提出すること。
- (2)取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3)企画提案書等の再提出は認めない。
- (4)審査は、企画提案書等により行うが、提案内容について説明を求める場合がある。

10. その他の必要事項

10.1 契約に関する条件等

(1) 契約方法

業務委託候補者と協議の上、予定事業費の範囲内で随意契約を行う。なお、本事業の性質上、受託者に対する事業費の支払主体が異なる場合がある。

(2) 仕様書の決定

業務委託候補者は、契約にあたり仕様書を発注者と協議の上、決定すること。ただし、協議の結果、一部調達内容を変更することがある。

(3) 成果物の利用(二次利用等)

本業務による成果物の著作権は、原発注者に帰属する。ただし、すでに第三者による権利がある著作物は著作権所有者に帰属するが、委託者が業務に必要な範囲で使用する場合は、その権利関係に問題がないように受託者(再委託による受託者となった者も含む。以下同じ。)の責任において処理を行う。

また、関係機関への提供等、二次的な利用も可能となるよう対応すること。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、委託者の了解のないまま契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

10.2 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 企画提案応募者又はその代理人(別紙様式第1号を提出のこと)が当該本人であることを確認するため、身分証明書又は名刺等の提示又は提出を求めることがある。
- (3) 上記に定めた企画提案書の提出期限を過ぎた場合においては、如何なる理由においても、当該企画提案を受け付けない。
- (4) プレゼンテーションに際し、JBC 実行委員会事務局が指定した時刻に遅刻した場合には、プレゼンテーションの実施を原則認めない。ただし、特別な理由により指定時刻までに参集できない場合においては、客観情勢の許される範囲内で、プレゼンテーシ

ョンの開始時刻を若干遅延させることがある。

- (5) 企画提案に要する費用は、すべて企画提案応募者の負担とする。
- (6) 企画提案応募者が無かった場合、応募者全員が失格となった場合又は全ての提案が事業目的を達成することができないと判断した場合には、本公募を取りやめ、再度公募する場合がある。なお、再度公募を実施するにあたっては、必要に応じ、公募内容を変更する場合がある。
- (7) 本業務に係る訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。
- (8) 問い合わせ先

JBC 実行委員会事務局

〒106-8639 東京都港区六本木一丁目 9 番 10 号

地方競馬全国協会 企画部 広報課 担当:関口・藤原

平日 10 時～17 時(12 時～13 時を除く)

TEL:03-3583-6843 / FAX:03-3585-2836

E-Mail:pr@nar.keiba.go.jp

令和 8 年度 JBC 共同広報 提案書作成要領

令和 8 年 3 月 2 日
JBC 実行委員会事務局

令和 8 年度 JBC 共同広報(以下「本業務」という)に係る企画提案依頼書の「5.3 企画提案書の提出」で規定する提案書は、以下の要領のとおり制作すること。

1 作成様式等

1.1 様式

- (1) A4 横用紙・横書き・短辺の左綴じ・両面印刷とし、ページ番号を付すこと。ただし、記述内容によっては、見易さ等に配慮して A3 用紙の使用を可とする。ページ数については、全体で 70 ページ以内とする。(見積書はこれに含まない)
- (2) 日本語で記載すること。ただし、外国語(カタカナ等)で表記することが一般的である事項についてはこの限りではない。

1.2 留意事項

- (1) 当事務局が特段の専門的知識を有することなく、理解が可能なものとする。やむを得ず、専門用語等を使用する際は、用語解説等を添付すること。
- (2) 提案書は、後述する記述項目に従って作成すること。
- (3) 上記(1)、(2)の内容で不備があると判断した場合は、提案書の評価を行わない場合がある。また、補足説明の実施や補足資料の提出を求めることがある。

2 提案書の記述項目

2.1 本業務に係るコミュニケーション戦略及びその具体的な根拠

2.2 ロゴの制作

2.3 コミュニケーション戦略に適したキービジュアル(Road to JBC 版と JBC 版の 2 種類)

2.4 インターネット広報事業

- (1) JBC 競走に関する情報を発信する特設サイト(JBC2026 特設サイト)の構築及び運用
※サイトデザイン、レイアウト、掲載コンテンツ、サイトツリーなど、事業期間中の稼働イメージについて、できる限り具体的に記述すること
- (2) WEB 広告及び WEB キャンペーン

(3) WEB コンテンツ

2.5 スポーツ新聞における馬柱広告等

2.6 JBC4 競走に係る競馬生中継番組の放映等

※番組構成、出演者リスト(候補含む)、撮影方法、放映・配信方法、制作スタッフの実績(同様の事業を担当した経験)等、制作から実際の放映に至るまでのオペレーションについて、可能な限り具体的に記述すること。また、想定されるアクシデントに対する発生防止策や発生後の対応策も併せて記述すること。

※放映メディア(テレビ局又はネット配信媒体等)の選定にあたっては、選定に係る具体的な根拠を明記すること

2.7 プロモーションビデオの制作及びテレビ CM 出稿

2.8 ポスターの制作等

2.9 雑誌出稿

2.10 ノベルティ制作

2.11 馬産地に向けた広報活動

2.12 本業務の進捗管理

- (1) 本業務に係る実施体制及び具体的な進捗管理の方法
- (2) 本実施体制に関して、他社よりも優位性があると考えられる点【任意】
- (3) 企画提案書に記載した各種広報施策を一覧化した実施スケジュール表

2.13 業務報告書の提出

- (1) 具体的な効果検証の方法
- (2) 業務報告書に記載する内容のイメージ

2.14 応募資格要件に定める実績(平成 30 年度以降の公営競技に関する広報業務の実績)

2.15 その他

- (1) 社会情勢に急激な変化が生じた場合の柔軟な対応について【任意】

※社会情勢の変化等により、契約期間中に実施施策等の軌道修正の必要が生じる可能性がある。受託者においては、当初の企画内容を基本としながらも、契約金額の範囲内で実施内容の調整・変更が生じる場合があることを事前に了承の上、広報施策の変更など柔軟に対応し、本業務が持つ役割・機能を十分に果たせるよう最大限努めること。

- (2) 付加価値提案事項(オプション提案)【任意】

※予定事業費の範囲外であっても、本企画提案に付加して取り組むことが効果的と思われるものがあれば記述すること。本事項は、選考の審査対象外であるが、有益な提案については、本企画提案とは別に採用する場合がある。

- (3) その他広報業務の実績及び優位性【任意】

3 提出物

提案書は、紙媒体により、正本 1 部、副本 15 部を提出すること。併せて、精緻な費用概算見積書も添付すること。

また提案書のデータを電子メールにて 1 式提出すること。

4 提出方法

企画提案依頼書(5.3 企画提案書の提出)に記載のとおり。

5 留意事項

本企画提案にあたっては、原則、最適と考える 1 案のみ提案すること。ただし、キービジュアルなどクリエイティブに係る部分については、明確な提案根拠を有する場合に限り、2 案まで提案できるものとする。

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

JBC実行委員会 御中

- 1 件 名 令和8年度 JBC 共同広報
- 2 提案予定額 金 _____
- 3 契約条件 仕様書その他一切貴委員会の指示による。

上記のとおり企画提案いたします。

住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)
(代理人氏名 (印))
(復代理人氏名 (印))

- 【注意】**
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
 - 3 金額の訂正はしないこと。
 - 4 用紙は、A4判とする。
 - 5 ()内は、(復)代理人が入札するときを使用すること。
この場合、代表者印(及び代理人印)は不要とする。
 - 6 委任状は別葉にすること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴委員会の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画提案書の提出をもって誓約いたします。

取 下 願

年 月 日

JBC実行委員会 御中

〒
届出者 住 所

氏 名 ㊟

年 日 日付けで提出した「令和8年度JBC共同広報」の企画提案について、次のとおり取り下げをお願いいたします。

提出年月日	年 月 日	
担当者 (問い合わせ先)	部署	
	氏名	
	電話番号	
取り下げの理由		
※ 整理番号		

※の欄には、記載しないこと。